

一般財団法人公立学校共済組合友の会運営規則

平成24年4月9日制定
改正 平成24年12月21日
平成27年 4月 1日
平成27年 5月26日
令和 元年 6月14日
令和 5年 6月20日
令和 6年10月30日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運営規則は、一般財団法人公立学校共済組合友の会（以下「友の会」という。）が行う事業の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 一般財団法人公立学校共済組合友の会定款（平成24年3月8日制定。以下「定款」という。）

第3条第1項に規定する会員は、以下の各号のとおりとし、それぞれの加入手続きについては、友の会のホームページ（<https://k-tomo.or.jp>）（以下「友の会ホームページ」という。）に掲載する。

- (1) 正会員
 - (2) 準会員
- 2 会員は、前項の加入手続きが完了した日をもって資格を取得し、以下の各号のいずれかに該当した日の翌日をもって資格を失う。
- (1) 死亡したとき
 - (2) 退会手続を行ったとき
- 3 定款第3条第2項による会費は、次の各号のとおりとし、会費の徴収方法については、友の会ホームページに掲載する。
- (1) 正会員 月額330円
 - (2) 準会員 無料
- 4 前項に掲げる会費は月を単位として徴収する。なお、月の中途で入退会した場合についても、当該月分の会費を徴収する。

第2章 事業

(事業)

第3条 友の会は、定款第4条に定める事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 公教育の維持・発展に係る支援のために実施する事業
 - (ア) 教員を目指す大学生への給付型奨学金の支給
 - (イ) 公立学校共済組合が設置する女子学生会館「ベルフィーユ武蔵野」の運営
 - (ウ) その他当法人の事業計画で定めるもの
- (2) 会員の福利の向上を図るために実施する事業
 - (ア) 株式会社ベネフィット・ワンが運営する「ベネフィット・ステーション」の提供
 - (イ) 文化、教養及び健康等に関する講座等の開催
 - (ウ) 会員相互の親睦を図るための催事の実施及び交流機会の提供
 - (エ) 公立学校共済組合が運営する直営病院及び宿泊施設に係る優遇利用の提供
 - (オ) 会員を加入者とする団体保険の提供
 - (カ) 会員のための自動車保険に係る損害保険代理業
 - (キ) Webを活用した情報の提供
 - (ク) その他、当法人の事業計画で定めるもの

2 前各項に掲げる事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 評議員会

(構成等)

第4条 評議員会は、評議員全員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 この法人の職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

第6条 評議員会は、評議員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長が招集する。

(招集手続)

第7条 評議員会の招集通知は、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して、書面で発しなければならない。

2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第8条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(出席状況の報告)

第9条 評議員会の議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(議題の審議順序)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第11条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第12条 評議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

2 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第13条 理事又は監事は、評議員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第14条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (3) 説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合
- (4) 質問が重複する場合
- (5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(決議の方法)

第15条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わることができない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。この場合、その評議員の数は、第1項の評議員の数に算入しない。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(採決)

第16条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

2 議長は、採決は各議案ごとにしなければならない。この場合、理事又は監事を選任する議案を採決するに際しては、各候補者ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第17条に定める数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第17条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の評議員会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第18条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印又は電子署名をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第20条 議長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し報告しなければならない。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第22条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第23条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として3月及び5月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集権者)

第24条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第25条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して発しななければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第26条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について理事長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、副理事長が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第29条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 評議員会の招集に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

2 理事長は、前項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第30条 理事長及び第33条第1項の規定による事務局長は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは電子署名をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第32条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第33条 友の会の事務を統括するため、事務局に事務局長を置く。

2 理事会は、友の会の業務の執行に当たらせるため、理事長の職務権限の一部を事務局長に委任することができる。

3 事務局長の職務権限はあらかじめ理事会の議を経て、別に定める。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、あらかじめ理事会の承認を得て事務局長が定める。

(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか、友の会の事業執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この運営規則は、平成24年4月9日から実施する。

附 則 (平成24年12月21日)

この改正は、平成24年12月21日から実施する。

附 則 (平成27年4月1日)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成27年5月26日)

この改正は、平成27年5月26日から実施し、同年5月22日から適用する。

附 則 (令和元年6月14日)

この改正は、令和元年7月1日から実施する。

附 則 (令和5年6月20日)

この改正は、令和5年6月20日から実施する。

附 則 (令和6年10月30日)

1 この改正は、令和6年11月1日から実施する。

2 定款附則(令和6年10月24日)により当分の間、会員とみなされる者のうち、第2条第1項による加入手続きを行っていない者については、同項第2号に該当するものとして本規則を適用する。